



平成 27 年 1 月 20 日

市川市長 大久保 博 様

市川市幼児教育振興審議会

会長 高尾 公矢

公立幼稚園の利用者負担額の設定について（建議）

本審議会は、子ども・子育て支援法第 27 条第 3 項第 2 号の規定に基づき本市が定める額（以下「利用者負担額」という。）のうち、市川市立幼稚園（以下「公立幼稚園」という。）に係るもののが設定について慎重に調査審議した結果、下記のとおり当該利用者負担額を設定することが適当であるとの結論に達したので、市川市幼児教育振興審議会条例第 2 条の規定に基づき建議する。

記

公立幼稚園の利用者負担額（保育料）については、私立幼稚園の利用者負担額と同額とすることが適当である。

なお、国の制度設計を踏まえ、公立幼稚園の利用者負担額の設定に伴い負担が増加する保護者に対し、一定の激変緩和措置を検討されたい。

1 審議経緯

本審議会は、昭和 50 年 4 月に設置されて以来、本市幼児教育の振興充実について調査審議をしてきた。

公立幼稚園の保育料についても調査審議の対象とし、直近では平成 24 年 4 月 23 日に、「市川市立幼稚園の保育料は、引き上げることが妥当である。ただし、平成 25 年度市川市立幼稚園保育料については、据え置くことが望ましい。」と答申している。

なお、この答申においては、保護者への周知期間等を考慮し、「引き上げの時期は、平成 27 年 4 月からとすることが望ましい」とするとともに、「改定額は、月額 2,000 円程度の増額が適当と考えるが、今後の社会情勢を鑑み検討すること」を付記したところである。

その後、国は、幼児期の教育・保育・子育て支援について共通の仕組みの下で必要な財源を確保し、子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、すべての子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目的として「子ども・子育て支援新制度」（以下「新制度」という。）を創設し、平成 27 年 4 月を目標に本格実施することとした。

この新制度においては、幼稚園、保育所等を通じた共通の給付が創設され、当該給付に当たり、利用者負担を求めることとし、その額は、国が定める水準を限度として、当該給付の実施主体である市町村が定めることとされたところであり、平成 26 年 5 月には、利用者負担の上限額イメージが示されたところである。

この状況を踏まえ、市長は、平成26年7月14日、市川市子ども・子育て会議に私立幼稚園の利用者負担額について諮詢し、同会議から同年8月26日に答申を受けたところである。

本審議会は、これまでの審議経緯及びこれら社会状況の変化を勘案し、実質的な保育料となる公立幼稚園の利用者負担額について調査審議を行う必要があると判断し、調査審議した結果、本結論に達したものである。

2 建議の理由

(1) 公立幼稚園の利用者負担額（保育料）について

新制度は、幼児期の教育及び保育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであること等に鑑み、小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の提供を総合的に推進するものである。

したがって、本市は、市民が必要とする教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援を提供する必要があるところ、それらの提供に当たり、公立幼稚園と私立幼稚園を分別する必要性は乏しく、したがって、それらの利用者負担額に差異を設けることは適当ではないことから、公立幼稚園の利用者負担額は、私立幼稚園の利用者負担額と同額に設定することが適当である。

なお、公立幼稚園と私立幼稚園の利用者負担額を同額とすることにより、これまで本審議会が懸案事項としてきた公私格差の解消にも資するものである。

(2) 激変緩和措置について

国は、私立幼稚園の新制度への移行が円滑に進むよう、一定の要件のもと、経過措置を講ずることとしている。

また、市長が市川市子ども・子育て会議に諮問し、答申を受けた私立幼稚園の利用者負担額からすれば、一部の保護者については、大幅な負担増を強いられることが容易に想定される。

これらの状況や、本審議会が保護者の負担の増加に対しては丁寧な説明と十分な期間を設けることを要請してきた経緯を踏まえ、公立幼稚園の利用者負担額の設定に伴い負担が増加する保護者については、国の経過措置の制度設計を参考に、一定の激変緩和措置を検討する必要がある。

なお、当該検討に当たっては、国の制度設計を参考とすることを基本としつつ、次に掲げる保護者の期待利益を考慮し、公立幼稚園の利用者負担額の設定に伴い負担が増加する当該保護者のうち、激変緩和措置を講ずる必要があると認められるものについては、当該利用者負担額について丁寧な説明を行った上、平成27年度の当該利用者負担額をそれぞれ定める額とすることも検討されたい。

① 平成26年度から引き続き公立幼稚園に在園する5歳児の保護者
現行保育料の額

② 平成27年度から新たに公立幼稚園に入園する幼児の保護者
公立幼稚園の利用者負担額から現行保育料の額を控除して得た額に
必要と認める割合を乗じて得た額を当該利用者負担額から控除して
得た額

3 参考意見

本審議会は、公立幼稚園の利用者負担額について調査審議した結果を建議したところであるが、当該調査審議の過程で、以下の意見があったことも申し添える。

- (1) 幼稚園と保育園の利用者負担について、その保育時間が大きく違うにも係わらず、階層によっては差がほとんどないのはおかしいのではないか。
- (2) 所得の低い人への配慮は理解できるが、所得の高い人に対して、激変緩和措置を設け、市が負担するのは不自然ではないか。
- (3) 数百円の引き上げではないので、国の制度だからという理由だけで突然引き上げていいのか。保護者に対し、早急に周知していく必要がある。
- (4) さらなる消費税の引き上げが予定される中、公立幼稚園の保育料が上がることにより保護者負担が大きくなり、幼稚園等に行かない在宅の幼児が増えてしまうことを懸念する。
- (5) 平成27年度に新たに公立幼稚園に入園する幼児の保護者については、利用者負担額を周知したうえで入園させているため、経過措置は不要ではないか。

市川市幼児教育振興審議会

会長 高尾 公矢

副会長 鈴木 みゆき

委員 稲葉 健二

委員 吉田 英生

委員 緑谷 一樹

委員 増田 実菜

委員 小谷 陽子

委員 牛木 雅子

委員 猪瀬 ひろ

委員 齊藤 真由美

委員 中川 洋子

委員 青葉 大助

委員 矢島 勝